
児童福祉法に基づく指定事業者の指定の取消しについて

尼崎市は、次の事業所について監査を実施した結果、不正の手段による指定等の事実が認められたため、児童福祉法（以下「法」という。）第21条の5の24の規定に基づき、指定障害児通所支援事業所の指定を取り消しました。

1 対象事業者及び事業所

- | | |
|------------|---------------------------------|
| (1) 法人名 | 株式会社GIVE FIVE（大阪市西淀川区出来島3-2-76） |
| (2) 事業所の名称 | すみれる一む（尼崎市次屋2-11-29） |
| (3) 指定年月日 | 令和4年9月1日 |
| (4) 事業内容 | 児童発達支援、放課後等デイサービス |

2 指定取消日

令和5年9月1日（取消処分の効果は指定日に遡及する）

3 指定の取消しを行う理由

- 法第21条の5の24第1項第8号（不正の手段による指定）に該当する事実について
新規指定申請時に常勤で配置する予定としていた児童指導員又は保育士と、非常勤で配置する予定としていた嘱託医について、配置できる見込みがないことを認識していたにもかかわらず、配置するものとして、児童発達支援事業者及び放課後等デイサービス事業者としての指定を受け、事業を開始した。
- 法第21条の5の24第1項第5号（不正請求）に該当する事実について
基準上必要となる人員配置に加え、加配職員が配置されていなかったにもかかわらず、児童指導員等加配加算を令和4年9月指定時から令和5年3月までの間、不正に算定し、受領した。
- 法第21条の5の24第1項第7号（虚偽答弁）に該当する事実について
基準上、配置が必要である嘱託医について、令和4年9月指定時以降の期間において、一度も出勤したことがないにもかかわらず、監査における嘱託医の勤務状況に関する質問に対し、具体的日時や支援内容を回答し、虚偽の答弁を行った。

4 報酬等の返還

不正の手段による指定であったため、指定時より障害児通所給付費を受ける地位になかったことから、法第57条の2第2項の規定に基づき、指定以降に受領した障害児通所給付費について全額返還を求めるとともに、当該返還額に100分の40を乗じて得た加算額の徴収を行う。

【返還請求額】約1,810万円（返還対象額：約1,300万円、加算額：約510万円）

以 上